

令和4年度
(随 時 採 用)

社会福祉法人川口市社会福祉事業団
正規職員採用試験案内

令和4年3月

社会福祉法人川口市社会福祉事業団

《 応募される方は必ずお読みください 》

募集職種は看護職です。

川口市社会福祉事業団が掲げるのは
「主役はあなた ともに歩み ともに育む」です。

地域に根差した安全で安心な福祉サービスと利用者本位のサービスを提供し、川口市の福祉の向上に努めることが我々の使命です。
この使命に賛同し、ともに活躍してくれる人、ともに努力を惜しまない人、その様な方の応募をお待ちしています。

- 1 川口市社会福祉事業団は、川口市が設置した社会福祉施設を管理運営するために、昭和59年4月1日に設立された社会福祉法人です。
- 2 川口市社会福祉事業団の職員は、民間会社の社員と同じように厚生年金制度、健康保険制度及び労働保険に加入します。
- 3 給料、勤務時間及び休暇等の勤務条件については、就業規則、給与規程等によります。なお、勤務場所によって、土曜日、日曜日及び国民の祝日に勤務する場合があります。
- 4 社会福祉施設等の職員は、施設利用者の援護、育成、送迎、その他介護及び看護に関する仕事を任務とすることから、福祉に関する専門的知識や技能に加え、高度の倫理性と健康な身体が要求されます。

1. 募集職種・募集人数・応募資格

募集職種	募集人数	必要な資格
看護職	若干名	正看護師又は准看護師免許を取得したかた
<p>《主な職務内容》 老人施設入所者・通所者の看護業務、生活指導、機能訓練及び相談業務等、障害者施設通所者の看護業務、機能訓練及び生活指導等</p> <p>《主な勤務場所》 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、地域活動支援センター、その他事業団が管理運営する施設</p>		

2. 試験等の実施方法及び内容

科目	時間	内容
個人面接	30分	業務遂行能力や人物・人柄について、受験される方と面接官3名による個人面接

3. 試験等実施日・実施会場・合格発表

科目	試験等実施日	実施会場
個人面接	応募者の希望を考慮のうえ日時を決定します。	高齢者総合福祉センター 「サンテピア」 1階中会議室 川口市大字赤井1055番地
合格発表	個人面接終了後、おおむね1週間程度で文書にて郵送します。	

※ 採用予定人数に達したときは、その時点で試験等を終了とする場合があります。

4. 申し込み手続及び申し込み期間

申込方法	<p>○郵送の場合 必ず特定記録又は簡易書留で郵送してください(これによらない場合の事故については責任を負いません)。 面接希望日間に郵送されると、書類の不備等があった場合に受験できない場合がありますので、お早めにご郵送ください。</p> <p>○持参の場合 日曜日、土曜日、祝日は除く。9時から17時まで</p>
申込場所	〒334-0073 川口市社会福祉事業団本部事務局庶務係(サンテピア1階) 所在地: 川口市大字赤井1055番地 電話: 048(229)3387
提出書類	<p>○「川口市社会福祉事業団職員採用試験申込書」①及び②</p> <p>○看護師又は准看護師の免許証(原本を確認のうえ、写しをいただきます) ※郵送の場合は、免許証の写しを郵送し、面接試験日に原本を持参してください。</p>
注意事項	<p>○申込書は、記載漏れ等のないよう正確に記入してください。</p> <p>○提出書類は、一切返却しません。</p>

5. 合格から採用まで

試験の合格者は、成績順に採用を決定します。

採用は、応募者の希望等を考慮のうえ、随時、採用日を決定します。

採用予定人数に達したときは、その時点で試験を終了とする場合がありますので、予めご了承ください。

提出した書類に虚偽があった場合、その他、理事長が不相当と認めた場合は、採用を取り消します。

6. 給 与

初任給（本俸＋調整手当（本俸の8%））

正看護師 208,548円～ 准看護師 167,832円～

※実務経験等の経歴については、本事業団所定の基準により経歴換算し、本俸に加算して支給します。

【参考】正看護師免許、実務経験年数（常勤）5年の場合：234,468円

正看護師免許、実務経験年数（常勤）10年の場合：250,236円

※上記の金額は目安ですので予めご了承ください。

※上記のほか、支給要件に該当するかたには、扶養手当、通勤手当（交通機関利用の場合、最高50,000円/月）、住居手当（賃貸のみ、最高28,000円/月）、資格手当（介護福祉士2,000円/月、社会福祉士2,000円/月、介護支援専門員2,000円/月）、期末・勤勉手当（令和3年度4.1ヶ月）等が支給されます。

※本事業団の職員は、民間会社の社員と同じように厚生年金制度、健康保険制度及び労働保険に加入します。

7. その他

川口市社会福祉事業団職員就業規則の規定により、採用の日から6ヶ月間は試用期間となります。試用期間中又は試用期間満了の際、引き続き職員として勤務させることが不相当と認められた場合は、採用を取り消し、本採用は行いません。

8. 問い合わせ

社会福祉法人川口市社会福祉事業団 本部事務局 庶務係

〒334-0073 川口市大字赤井1055番地 電話 048(229)3387（代表）

E-mail honbu-pc@fukushi-kawaguchi.jp

URL <http://www.fukushi-kawaguchi.jp/>

※ 申し込み手続き等で来所をお考えの方は、事前にご連絡頂きますようお願いいたします。

MEMO